

# 個別労働紛争相談件数が過去最多を更新

いじめ・嫌がらせに関する相談は大幅増加

労働局長による助言・指導の件数は過去最多

— 個別労働紛争解決制度（平成22年度）の運用状況 —

滋賀労働局（局長 齋藤文昭）では、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）の「個別労働紛争解決制度」の利用状況を次のとおり取りまとめた。

## 1 総合労働相談件数・個別労働紛争相談件数

滋賀県下4カ所に設けられた「総合労働相談コーナー」に寄せられた相談件数は以下のとおりで、総合労働相談件数は平成21年度に引き続き減少したが、個別労働紛争相談件数は増加し、過去最多を更新

### ①総合労働相談件数（労働基準法等も含む全ての相談件数）

平成22年度 11,101件 前年度比5.6%減

平成21年度 11,757件

### ②個別労働紛争相談件数（総合労働相談の件数から労働基準法等の相談件数を除いた民事上の相談件数）

平成22年度 2,346件 前年度比3.5%増

平成21年度 2,266件

## 2 個別労働紛争相談の内容

### ①解雇関係は減少

平成22年度 358件 前年度比33.0%減

平成21年度 534件

### ②労働条件関係は増加

平成22年度 977件 前年度比12.3%増

平成21年度 870件

### ③いじめ・嫌がらせは大幅増加

平成22年度 435件 前年度比54.8%増

平成21年度 281件

## 3 個別労働紛争相談における就労状況の内訳

### ①非正規労働者（期間契約社員、派遣労働者、パート・アルバイト）からの相談は微増

平成22年度 789件 前年度比1.2%増

平成21年度 780件

### ②派遣労働者からの相談は減少

平成22年度 173件 前年度比16.8%減

平成21年度 208件

## 4 個別労働紛争解決制度の助言・指導の申出件数は大幅増加

平成22年度 141件 前年度比21.6%増

平成21年度 116件

## 5 個別労働紛争解決制度のあっせん申請の解決（合意）率は減少

平成22年度 43.0%（全国平均36.8%）

平成21年度 45.6%

## 6 まとめ

総合労働相談件数は平成21年度に引き続き減少したものの、件数は依然として高い数値であった。一方で個別労働紛争相談件数は3.5%増となり5年連続増加し、過去最多の件数となった。

個別労働紛争相談の内容をみると、解雇関係の相談件数は平成21年度から減少したものの、出向・配置転換、退職勧奨などの労働条件関係の相談は、件数、相談に占める割合ともに増加した。特徴的な内容としては、いじめ・嫌がらせが54.8%増と大幅に増加し、全件数の19%を占める状況となった。

また、個別労働紛争相談の就労状況別内訳をみると、派遣労働者からの相談は平成21年度に引き続き減少しているが、非正規労働者全体では相談に占める割合は同率であった。

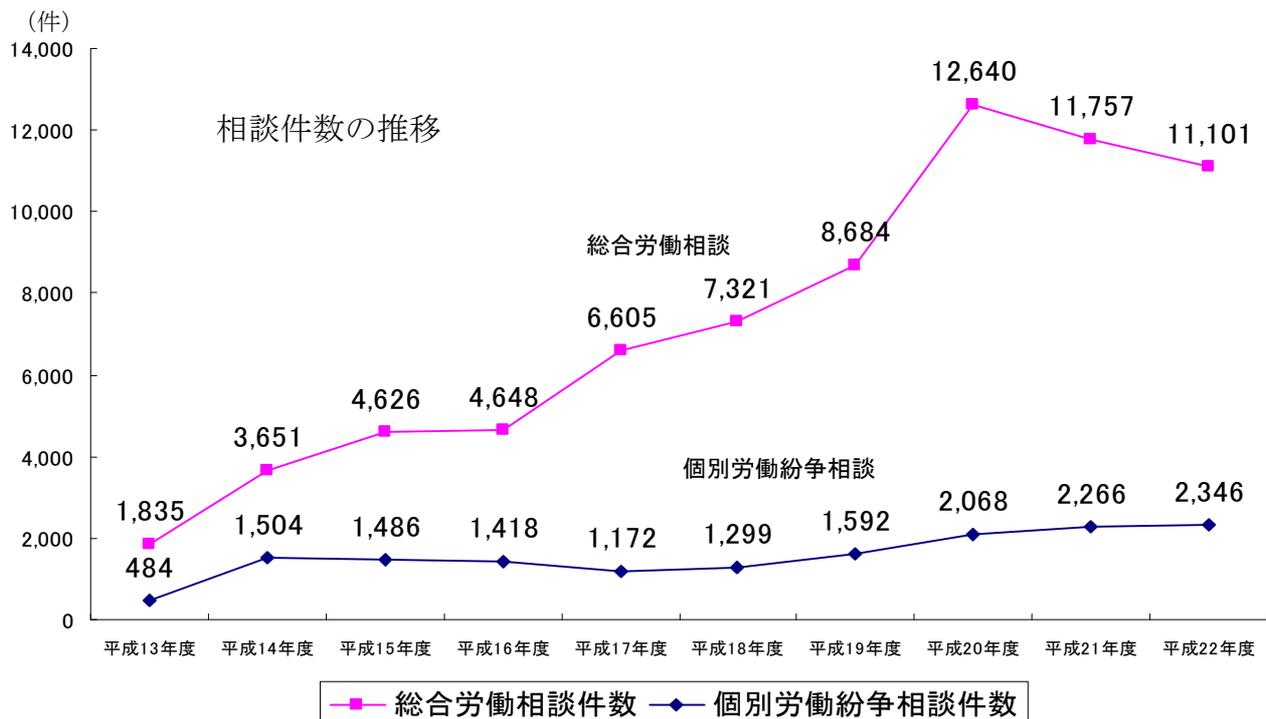
このような個別労働紛争相談の状況は、県内の雇用情勢が今なお厳しい状況にあることを窺わせるものとなっている。

なお、労働局長による助言・指導申出件数は141件で、過去最多の件数となり、あっせんの合意率については全国平均を大きく上回るものの、3年連続して50%を下回る結果となった。

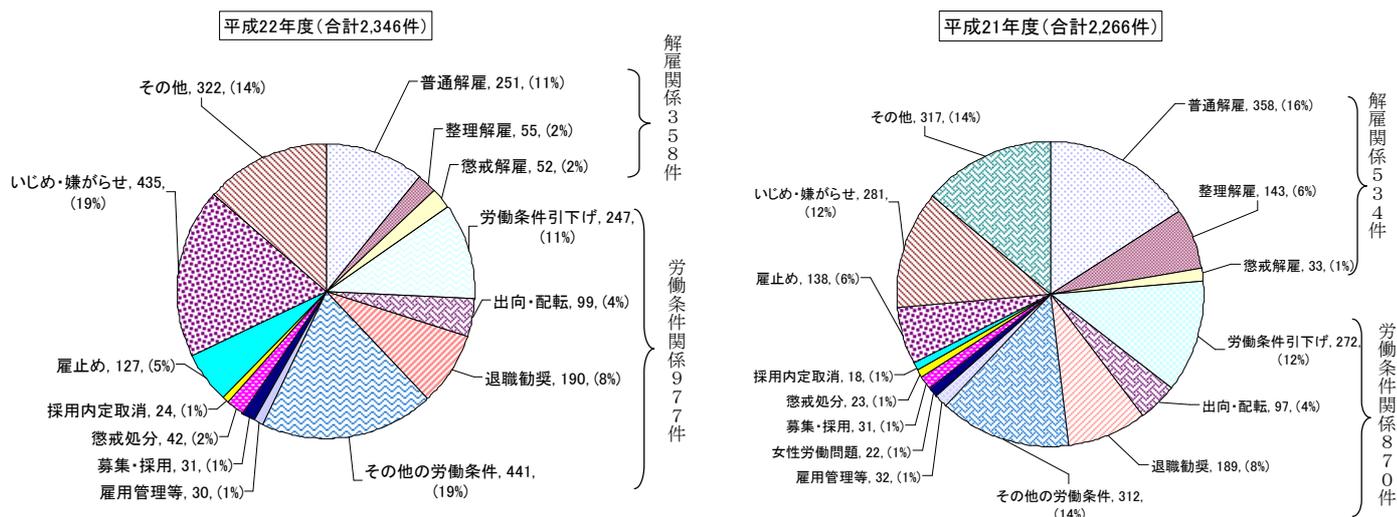
## 1 運用状況の概況

	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
総合労働 相談件数	1,835	3,651	4,626	4,648	6,605	7,321	8,684	12,640	11,757	11,101
個別労働紛争 相談件数	484	1,504	1,486	1,418	1,172	1,299	1,592	2,068	2,266	2,346
助言・指導 申出件数	13	16	51	76	79	80	97	44	116	141
あっせん 申請件数	15	12	114	102	111	115	102	122	120	115
あっせん手続 終了件数	15	12	102	99	112	122	96	126	114	107
あっせん合意 成立件数	5	2	38	53	69	71	57	59	52	46

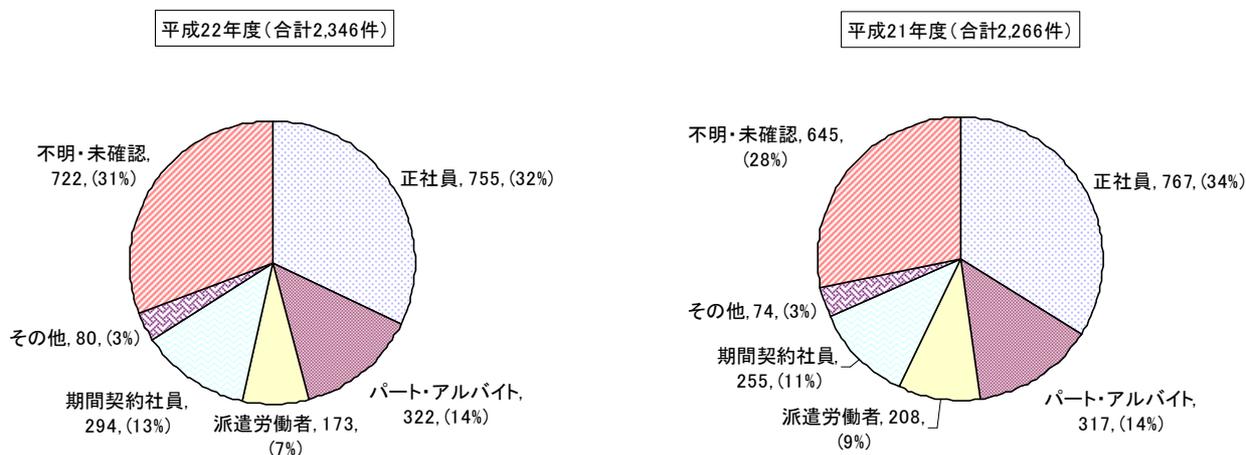
☆ 「総合労働相談件数」は県内4箇所の総合労働相談コーナーにおいて受けた全ての相談件数であり、「個別労働紛争相談件数」はその内数として、労働基準法等労働基準監督署等で所掌する法令に違反している内容を含む相談以外の相談の件数である。



## 2 個別労働関係紛争に係る相談・紛争の内容



## 3 個別労働紛争に係る就労状況の内訳



### 参 考

#### ◎「個別労働紛争解決制度」とは

平成13年10月1日に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づくもので、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等により生じた労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）を迅速かつ適正に解決するため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的に個別労働紛争の解決を図るシステム。

#### ◎「総合労働相談コーナー」

滋賀県下に4カ所設置

- |                  |              |                 |
|------------------|--------------|-----------------|
| ・滋賀労働局総合労働相談コーナー | 滋賀労働局総務部企画室内 | TEL077-522-6648 |
| ・大津総合労働相談コーナー    | 大津労働基準監督署内   | TEL077-522-6641 |
| ・彦根総合労働相談コーナー    | 彦根労働基準監督署内   | TEL0749-22-0654 |
| ・東近江総合労働相談コーナー   | 東近江労働基準監督署内  | TEL0748-22-0394 |

\*各相談コーナーに「総合労働相談員」を配置